

マージン率等の情報提供

松石電設工業株式会社

標記については、労働者派遣法第23条第5項の規定により、労働者派遣事業にかかる関係者への情報提供が義務付けられているものです。

当事業所における昨年度実績について情報を提供いたします。

1. 派遣労働者の数 3名（1日平均） （令和7年8月時点）
2. 労働者派遣の役務の提供を受けた者（派遣先）の数 2事業所 （令和7年8月時点）
3. 労働者派遣に関する料金の平均額 28,000円 （令和7年8月時点）
4. 派遣労働者の賃金の額の平均額 19,880円 （令和7年8月時点）
5. 派遣料金額の平均額から派遣労働者の賃金額の平均額を控除した額を当該派遣料金額の平均額で除して得た割合（マージン率） 29.0%

上記マージン率の中には、法定福利費（健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険）の弊社負担分、

福利厚生にかかる費用等が含まれています。

6. 教育訓練に関する事項

- | | |
|-------------|-----------|
| ①教育訓練の種類。 | 安全教育、保全教育 |
| ②対象者 | 派遣労働者 |
| ③方法及び給与の支給 | 集合研修・有給 |
| ④実施主体 | 派遣元事業所 |
| ⑤派遣労働者の費用負担 | 無 |

7. 派遣労働者の待遇の決定方法

労使決定方式

- | | |
|-----------------|----------------|
| ① 対象となる派遣労働者の範囲 | 派遣先の業務に従事する従業員 |
| ② 労使協定の有効期間の終期 | 令和8年3月31日まで |

8. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項